

# 尼崎市情報公開・個人情報保護

## 審査委員会答申

(答申第49号)

(平成31年2月13日)

# 答 申

## 第1 審査委員会の結論

本件諮問に係る審査請求を棄却すべきとの審査庁の判断は、妥当である。

## 第2 事案の概要

- 1 (1) 処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）は、平成26年3月12日、有料老人ホームA（以下「本件施設」という。）に対し、老人福祉法第29条第11項の規定に基づき立入調査等を実施し、当該調査に基づく指導及び助言の内容を、当該施設を運営する法人（以下「本件法人」という。）に対し、書面で通知した。
- (2) 処分庁は、平成29年11月22日、本件施設（なお、この間に名称が「B」に変更されている。）に対し同様の調査（以下、前記Aに対する調査と併せて「本件監査」という。）を実施し、当該調査に基づく指導及び助言の内容を、本件法人に対し書面（以下、前記書面と併せて「結果通知文書」という。）で通知した。
- 2 審査請求人は、平成30年5月14日、処分庁に対し、尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「公文書の名称又は内容」を「指導監査の結果 A（不明） B（H29・11月）」とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 3 処分庁は、開示すべき文書を次のとおり特定した（以下「本件対象文書」という。）。
  - (1) 「実地指導について」と題する文書で、本件監査の実施日が記載されているもの（以下「監査実施日記載文書」という。）
  - (2) 結果通知文書
- 4 処分庁は、同月29日、本件開示請求に対し、本件対象文書のうち不開示部分を「実地指導による指摘内容」、不開示の理由を「当該部分は、尼崎市情報公開条例第7条第1項第3号アに該当するため」として、当該部分を除いた部分を開示する旨決定し（以下「本件処分」という。）、尼法指第2091号-2により審査請求人に通知した。
- 5 審査請求人は、同月30日、本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求において、審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由等は、次のとおりである。

- 1 趣旨  
本件処分の取消を求める。
- 2 理由
  - (1) 審査請求人の実母は、平成26年6月に本件施設に入所し、それ以来当該施設に

おけるベッド代は、審査請求人が全額負担していた。

- (2) 平成28年4月以降の利用に係るベッド代について、審査請求人は本件施設から返還を受けた。返還の理由（及び同年3月以前の利用分については返還されない理由）を本件施設に尋ねたところ、「平成29年11月に法人指導課から実地指導があり平成28年4月分からのベッド代は請求人に負担させるのは不適切であり返還するがそれ以前は法人指導課の指導がないため返還しない」とのことであった。
- (3) 尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「本件指針」という。）別表4（介護居室の設備等）には、「ベッド等」の「仕様に関する注意事項」として「ベッド又はこれに代わる設備を整えること」と掲げられており、前記実地指導はこれに基づくものと解されるところ、かかる事項に係る指導内容が開示されたとしても、法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、かえって審査請求人の方が、指導の不存在を理由に同年3月以前のベッド代の返還を拒まれるという不利益を被っているものである。したがって、本件法人に対する実地指導の内容が開示される必要がある。

#### 第4 処分庁の弁明の要旨等

##### 1 趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

##### 2 理由

- (1) 結果通知文書には、本件監査において改善を要すると指摘した事項や、施設運営をより望ましいものとするために助言した事項等（以下「本件指摘事項等」という。）が記載されているところ、これは飽くまで当該監査実施時点におけるものであり、その多くは直ちに改善等の措置が講じられるものである。しかるに、かかる事項が公となると、あたかも当該指摘に係る事実が現在においても継続し、未だ施設運営の適正化が図られていないとの印象を与えるなど、本件法人の社会的評価の低下につながる可能性が高い。

したがって、本件指摘事項等は、法人に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第7条第1項第3号ア。以下「法人不利益情報」という。）に当たる。

- (2) 本件運営指針は平成27年4月改正により、有料老人ホーム側の負担でベッド又はこれに代わる設備を設置すべきことを定めたものであるが、既存の有料老人ホームについては経過措置条項が設けられ、当該条項は平成28年4月の改正により削除された。これにより、既存の有料老人ホームである本件施設は、同月以降ベッドを設置すべきであることから、平成29年11月22日実施に係る本件監査において、その旨を指摘したものである。

本件施設は平成28年3月以前にはベッドを設置する必要はなく、審査請求人に対しベッド代の返還義務を負うものではないから、審査請求人には何らの財産的損害も生じていない。したがって、本件指摘事項等は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(以下「公益情報」という。)に当たるものではない。

- (3) 結果通知文書から本件指摘事項等を除いた残余の部分には、本件法人の名称等、審査請求人にとって既知の情報が記載されているにすぎず、「有意の情報」(条例第8条第1項ただし書)とは認められないことから、これを部分開示とせず、監査実施日記載文書のみを開示したものである。

## 第5 審理員意見書の要旨

審理員は、本件審査請求は棄却すべきであるとしており、その理由は次のとおりである。

### 1 法人不利益情報該当性

条例第7条第3号は法人不利益情報を不開示情報と定めているが、公文書は開示が原則であるから不開示の範囲を広く解することは相当でなく、開示により法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることを要し、かつその蓋然性の有無は、開示請求に係る公文書の外形的事実を前提に、当該法人の権利利益を保護する必要性や当該法人と行政との関係等を総合考慮して判断すべきである。

法人監査に係る実地指導事項は、速やかに改善されればそれ以上問題となることはないため、一般に広く明らかにされるべき性質の情報とまではいえないし、本件指針上も原則として公表は予定されていない。他方、本件指摘事項等が開示されると、本件法人の社会的信用が低下し、広く本件法人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が高いといえる。したがって、本件指摘事項等は法人不利益情報に当たる。

### 2 公益情報該当性

条例第7条第3号ただし書は、法人不利益情報のうち公益情報を不開示情報から除外しているところ、これに当たるかは開示・不開示それぞれの利益の慎重な比較衡量によるべきである。

本件指摘事項等が開示されることにより本件法人が社会的信用の低下という不利益を被るのは前記のとおりである一方、審査請求人の主張するベッド代の返還については、返還請求権の発生を基礎付ける法的根拠の有無の問題であり、本件指摘事項等が開示されるか否かが直接関係するものではない。したがって、本件指摘事項等は、公益情報には当たらない。

### 3 結果通知文書の全部不開示の是非(有意部分の有無)について

結果通知文書の記載の大半は本件指摘事項等であり、それ以外の記載は法人名、事

業所名、日付、表題等であって、「有意の情報」（条例第8条第1項ただし書）とは認められない。また、仮に本件指摘事項等を黒塗りにして部分開示とすると、黒塗り部分の位置や分量から改善を要する事項の有無やその程度が認識でき、本件指摘事項等が開示されるのと近い状況となることが具体的に懸念もされる。

以上から、結果通知文書全体を不開示とすることも必要最小限度のやむを得ない措置といえるし、また、残余部分の非有意性も肯定できる。

## 第6 審査委員会の判断

本件審査請求を棄却すべきとの審査庁の判断は、妥当である。その理由は次のとおりである。

### 1 法人不利益情報該当性

処分庁は、法人監査における指摘事項の多くは直ちに改善されるのが実態であるにもかかわらず、本件指摘事項等が開示されると、当該指摘に係る事実が現在まで継続しており改善されていないとの誤解を招きかねず、本件法人の社会的評価の低下につながる可能性が高いという。この点、指摘事項がその後改善されているか否かは、指摘事項の軽重、対応の難易、指摘から開示時点までの期間の長短、監査対象法人の姿勢等によって左右されるものであり、過去に指摘を受けたとの一事をもって直ちにこれが現在まで継続しているとの誤解に直結するとは思われない。

もともと、過去に法人監査で改善の指摘を受けたとの事実は、その指摘された事項の軽重、現在解消されているか否かなどにかかわらず当該法人の運営状態が不適切であるかのような社会的評価を受ける蓋然性がある事実である。とすれば、これを公表することによって当該法人の社会的評価を低下させるおそれのある事実といえる。したがって、結論として、法人不利益情報該当性を肯定すべきである。

### 2 公益情報該当性

審査請求人は、平成28年3月以前に係るベッド代については法人指導課の指導がないため返還しない旨の本件施設の説明を前提に、同月以前におけるベッド代についても指導があったことを立証して、ベッド代の返還を求めようという趣旨に出たものと解される。たしかに、「指導がないため返還しない」との説明の反対解釈として、市からの指導があれば返還を受けられるものと理解するのも無理からぬところではある。しかし、本件法人が平成28年4月以降のベッド代を審査請求人に返還したのは、本件指針が同月に改められていたことを受け、違反状態を遡及的に解消すべく返金したものであって、処分庁の指導はいわばその契機になったにすぎないというべきである。審査請求人が同年3月以前のベッド代につき返還を受けられるか否かは、本件指針が同月以前においてもベッドを設置すべきことを有料老人ホームに対して求めているかというところに帰着するのであって、本件指摘事項等が開示となったとしても、何ら審査請求人の権利行使を妨げるものではない。したがって、本件指摘事項等を公益

情報に当たるということはない。

以 上

(参考)

審査の経過	
平成30年9月25日	諮問書を受理（諮問第49号）
平成30年12月14日	第1回審議
平成31年1月23日	第2回審議
平成31年2月13日	答申

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会 第1部会		
氏名	現職	備考
村上 武則	大阪大学名誉教授	部会長
坂井 希千与	弁護士（春名・田中・細川法律事務所）	
尾藤 寛	弁護士（尾藤法律事務所）	